

青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 113 号。令和 2 年 6 月 5 日公布）及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和 3 年厚生労働省令第 9 号。令和 3 年 1 月 25 日公布）が公布されたことに伴い、関係する条例について、所要の改正をするため制定するものである。

2 改正する条例

条例番号	条例の名称
1	青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 25 年青森市条例第 4 号)
2	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 25 年青森市条例第 5 号)
3	青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 25 年青森市条例第 6 号)
4	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 25 年青森市条例第 8 号)
5	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 25 年青森市条例第 9 号)
6	青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 25 年青森市条例第 10 号)
7	青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 25 年青森市条例第 11 号)
8	青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 26 年青森市条例第 44 号)
9	青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 26 年青森市条例第 45 号)
10	青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 25 年青森市条例第 12 号)
11	青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成 25 年青森市条例第 13 号)
12	青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 25 年青森市条例第 14 号)
13	青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成 30 年青森市条例第 3 号)

3 改正内容

(1) 感染症や災害への対応力強化

ア 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

- ・感染症対策強化として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務化
- ・業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練（シミュレーション）の実施を義務化
- ・施設系サービス等に、非常災害対策訓練時の地域住民との連携

(2) 地域包括ケアシステムの推進

ア 認知症への対応力向上に向けた取組の推進

- ・医療・福祉関係の資格を有さない介護職員に認知症介護基礎研修の受講を義務化

イ 医療と介護の連携の推進

- ・薬剤師の介護支援専門員等への情報提供について明確化
- ・介護医療院への移行による一般浴槽以外の浴槽の設置の猶予

ウ 在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

- ・通所介護の地域との連携・交流
- ・1ユニットの定員を15人を超えない範囲で緩和
- ・ユニット型個室的多床室の新たな設置の禁止

エ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

- ・居宅介護支援事業所のケアプランにおける各サービスの割合等の利用者への説明を義務化

オ 地域の特性に応じたサービスの確保

- ・認知症グループホームのユニット数を3以下と弾力化
- ・サテライト型事業所の基準の創設
- ・過疎地域等における登録定員及び利用定員の基準の緩和

(3) 自立支援・重度化防止の取組の推進

ア リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

- ・口腔衛生管理体制を整備、管理栄養士等を配置し栄養管理の強化

イ 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

- ・介護保険等関連情報等を活用した介護サービスの質の向上

(4) 介護人材の確保・介護現場の革新

ア 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- ・適切なハラスメント対策の実施

イ テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

- ・サービス担当者会議等にテレビ電話等を活用
- ・夜間対応型訪問介護について、オペレーターの訪問介護員等との兼務
- ・他の訪問介護事業所等への一部事業の委託を許可
- ・複数事業所間の随時対応サービス（通報の受付）の集約化
- ・認知症グループホームにおける夜間・深夜時間帯の職員体制の緩和
- ・従来型とユニット型を併設する場合の介護・看護職員の兼務
- ・小規模多機能型居宅介護における管理者・介護職員の兼務
- ・地域密着型特別養護老人ホームのサテライト型居住施設における生活相談員配置の緩和
- ・社会福祉施設等との連携による栄養士配置の緩和
- ・短期入所生活介護の病院等との密接かつ適切な連携による看護職員配置の緩和
- ・共用型認知症対応型通所介護管理者の他職務との兼務
- ・認知症グループホームにおける第三者による外部評価業務の効率化
- ・認知症グループホームにおける介護支援専門員である計画作成担当者の配置の緩和

ウ 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

- ・記録の保存・交付の電磁的な対応や掲示方法の見直し等による業務負担軽減

(5) 制度の安定性・持続可能性の確保

ア 評価の適正化・重点化

- ・ 閉鎖的なサービス提供が行われないよう訪問系サービス事業所等のサービスの適正化
- ・ 訪問介護サービスの割合が高いケアプランを作成する居宅介護支援事業者を抽出するなどの点検・検証の仕組みの導入

(6) 居宅介護支援事業所における管理者要件の緩和

- ・ 居宅介護支援事業所の管理者要件の緩和

(7) その他

- ・ 施設系サービスに、事故発生の防止のための安全対策の担当者の設置を義務化
- ・ 高齢者虐待防止の推進として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置を義務化
- ・ 語句や条ずれ等の整理

4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

※ 3 (5) アの居宅介護支援事業者の点検・検証の仕組みの導入については、令和 3 年 1 0 月 1 日施行